

法定講習会申込者各位

(公社)京都府宅地建物取引業協会

法定講習会担当

Tel075-415-2121

6月24日開催「宅地建物取引士 法定講習会」における 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年6月24日(水)開催の「宅地建物取引士 法定講習会」につきまして、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく宅地建物取引士に対する講習の実施要領の一部を改正する告示がありました。

つきましては、同改正に基づき、下記のとおり宅地建物取引士の法定講習に関する対応を実施することになりましたのでお知らせします。

記

1. 受講者あてに講習実施日(6月24日)の1週間前迄には到着するよう、講習テキスト、講習レジュメ、学習報告書、確認問題を送付いたします。
2. 受講者は各自で自習を行っていただき、自習終了後、確認問題を実施し、学習報告書の記入を行ってください。
3. 受講者は、下記提出物一式を6月24日(水)必着でご送付ください。
提出物・書類の内容に不備がなければ、新しい宅建士証を簡易書留にて郵送します。

・提出物：①旧宅建士証(更新の方のみ) ②学習報告書

③確認問題の解答用紙 ④受講票

※受講票はテキストと一緒に発送します。

窓口でお申込された方には、すでに受講票を交付しております。

・送付先：提出用レターパックを同封します。

〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3

(公社)京都府宅地建物取引業協会 6月24日法定講習会 係

・締切日：6月24日(水)必着

※新しい宅建士証は、提出物の確認後、6月24日(水)以降に発送いたします。